

会社・法人の設立や役員変更など 商業・法人登記の申請には、

QRコード付き (二次元バーコード付き) 書面申請が便利です！

令和2年1月14日から開始

簡単！
便利！

QRコード^(※1)付き書面申請とは？

「申請用総合ソフト」をインストールして、QRコードが印字された登記申請書を作成し、その申請情報をインターネット経由で事前に登記所に送信する書面申請の方法です。

QRコード付き書面申請のメリット

- 申請用総合ソフト（無料）を使って、登記申請書を簡単・正確に作成できます。
- 会社・法人の情報も申請書に簡単に入力できます^(※2)。
- 登記申請の処理状況を、自宅等のパソコンから確認できます。

是非ご利用ください！

法務省 QRコード申請



詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

【QRコード付き書面申請について】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00001.html

【登記・供託オンライン申請システム（登記ねっと）】

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

※1「QRコード」は、(株)デンソーウェブの登録商標です。

※2 商号(名称)、本店(主たる事務所)住所及び営業所に関する情報については、登記事項証明書等のQRコードをバーコードリーダーで読み込み申請書に転記する又はオンライン物件検索により申請書に反映することができます(代表者の住所・資格・氏名といった情報は別途入力する必要があります。)

横浜地方法務局

QRコード付き書面申請の手続の流れ

Step 1

1 申請者情報の登録(申請者IDの取得)

- ・申請者IDをお持ちでない方は、初回のみ「登記・供託オンライン申請システム(登記ねっと)」サイトから申請者情報の登録が必要です。

登記ねっと 

Step 2

2 申請用総合ソフトのインストール

- ・下記のサイトからソフト(法務省提供)をダウンロードします。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/download.html>



<ダウンロードでお困りの方は>
登記・供託オンラインシステム操作
サポートデスク(平日8:30~19:00)
TEL:050-3786-5797
(050ビジネスダイヤル)

Step 3

3 QRコード付き書面申請書の作成

- ・申請用総合ソフトを起動し、画面左上の「申請書作成」をクリックし、
 - ▼「商業登記申請書」内の
 - ▼「書面提出用登記申請・嘱託書(書面申請のための様式です。別途登記申請書を登記所に提出する必要があります。)**【署名不要】**」の中から、該当するものを選び、申請書の入力フォームに従って、必要事項を入力します。

Step 4

4 申請データの送信

- ・申請書を編集した後、「完了」ボタンをクリックすると、申請データが保存されます。
- ・「申請データ送信」ボタンをクリックし、申請データを管轄の登記所へ送信します(電子署名の必要はありません。)

Step 5

5 申請書の印刷、登記所への書類提出

- ・処理状況を更新し、申請データが登記所へ到達したことを確認した後、登記申請書(QRコードが左上に印字されたもの)を印刷します。
- ・印刷した申請書(QRコード付き)を必要な添付書類とともに管轄の登記所の窓口へ提出(持参又は郵送)してください。



パソコンで処理状況の確認ができ、登記が完了すると、手続終了のお知らせが通知されます。

管轄の登記所は、下記の横浜地方法務局ホームページで御確認ください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/table/shikyokutou/all.html>

横浜地方法務局 管轄 